

新型コロナウイルス感染症に係る追加施策

市民の皆さんへの経済的支援や感染症対策の強化など、
第2弾の新型コロナウイルス感染症に係る緊急の追加施策を紹介します。

※6月16日(火)時点

① 経済的支援

※太枠は市独自の施策

かすがい子育て生活支援金

子育て世帯の経済的支援を図るため、
18歳まで(平成14年4月2日から令和2年4月27日生まれ)の子どもを対象に「かすがい子育て生活支援金」を支給

支給額：1万5000円(1人当たり)

かすがい子育て生活支援金等事務室
(☎85-6329)

子育て

かすがい新生児特別給付金

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児を対象に「かすがい新生児特別給付金」を支給

支給額：3万円(1人当たり)

かすがい子育て生活支援金等事務室
(☎85-6329)

「住居確保給付金」の要件緩和

離職や休業などで収入が減少し、家賃の支払いが困難となり、住居を失う恐れが生じている人への支援

給付額：賃貸住宅の家賃額(上限あり)
給付期間：原則3か月(最長9か月まで延長可)

自立支援相談コーナー(☎85-6152)

生活支援

一時生活支援事業(7月開始予定)

離職などにより安定した住居を持ってない人への支援

支援内容：新たな住居を確保するまでの一定期間、市内宿泊施設を一時的な居所として提供(食料支援有)

生活支援課(☎85-6192)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)

勤め先の資金繰りの悪化などで休業となった労働者のうち、休業手当を受け取れない人への支援

支給額：休業前の賃金の8割(上限月額33万円)
適用期間：9月末まで

【対象】中小企業等の従業員

詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載予定

労働者支援

② 感染症対策の強化

安定した感染対策資材の供給

学校

児童生徒の安全・安心な学校生活のため、継続的な感染症対策が行えるよう、学校の感染対策資材を増強

増強資材：アルコール消毒液、手洗い石鹸液など

教育総務課 (☎ 85 - 6436)

避難所備蓄資材の増強

防災

災害により避難所を開設した際の避難者への感染拡大防止の観点から、避難所における資材の備蓄を増強

増強資材：アルコール消毒液、マスク、手袋、段ボール間仕切り、段ボールベッドなど

市民安全課 (☎ 85 - 6072)

新型コロナウイルス感染症対策への寄附金の受け付けについて

企画政策課シティプロモーション推進室 (☎ 85 - 6335)

新型コロナウイルス感染症対策への寄附金を受け付けています。
詳しくは市ホームページを確認してください。

【主な寄附金活用事業】

- ・ 保育園や小中学校などにおける **子どもたちの感染拡大防止対策**
- ・ 感染拡大の影響による **市民や事業者の経済的負担の軽減**

新型コロナウイルス感染症の影響によって、あらゆるスポーツや文化活動が中止となり、春日井市においても、わいわいカーニバルや市制記念式典などのほとんど全ての行事を中止いたしました。さらに地域で開催される盆踊りなども多くが中止となっております。

国内では、第2波の兆候が表れている地域があり、徹底した予防対策が必要な状況には変わりありませんが、参加者の人数制限をするなど3密を避け、飛沫感染や接触感染を予防しながら徐々に社会活動が始まり、大会や行事も再開されています。

プロ野球は、Jリーグとも連携して選手をはじめ全員が定期的にPCR検査を行うことを決定し、公式戦がスタートしました。それぞれの種目に合った競技用のマスクやフェイスシールドの開発も進んでいます。



行事を中止することは大きな選択ではありますが、新しい形で行事を行う必要性も感じています。

市でも従来通りではなく、安全に行える方法を模索しており、8月の市総合防災訓練では、規模を縮小しながら集中豪雨や台風、地震などの自然災害にコロナ禍であることを加えて訓練を行う予定です。また、9月の健康救急フェスティバルでは、総合体育館での行事は中止しますが、Web上で各団体の催しを集め、誰もが自由に見て参加できる方法での開催の準備を進めています。

うつさない、うつされないという大前提の中で、テレワークに代表されるようにこれまでとは異なった新しい仕事のやり方や生活様式を作り出す機会であると思っています。

国民健康保険税の減免

保険医療年金課 (☎ 85 - 6158)

世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入や不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの収入が、前年に比べ3割以上減少する見込みの場合に、申請により世帯の主たる生計維持者の前年所得に応じた割合で減免を受けられる場合があります。

介護保険第1号保険料の減免

介護・高齢福祉課 (☎ 85 - 6182)

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入や不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの収入が、前年に比べ3割以上減少する見込みの場合に、申請により世帯の主たる生計維持者の前年所得に応じた割合で減免を受けられる場合があります。

後期高齢者医療保険料の減免

保険医療年金課 (☎ 85 - 6366)

愛知県後期高齢者医療コールセンター (☎ 0570 - 011 - 558)

開設期間：7月13日(月)～8月31日(月) 午前8時45分～午後5時15分、土・日曜日、祝日も開設

世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入や不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの収入が、前年に比べ3割以上減少する見込みの場合に、申請により世帯の主たる生計維持者の前年所得に応じた割合で減免を受けられる場合があります。

国民年金保険料の免除等

保険医療年金課 (☎ 85 - 6160)

名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1213)

業務の喪失や売り上げの減少などで令和2年中の所得見込み額が国民年金保険料の免除等の基準以下の場合に、申請により国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が適用される場合があります。

市税等の納付の猶予

収納課 (☎ 85 - 6111)

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)の収入が前年同期に比べおおむね2割以上減少し、一時に納付することが困難な人は、申請により最長1年間市税等の納付の猶予を受けられる場合があります。

※**いずれも申請が必要**です。また、対象となる期間なども決まっているので、詳しくは、問い合わせるか市ホームページで確認してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**電話での問い合わせや郵送での申請**に協力をお願いします。



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症に伴う、
税や保険料の減免や徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少するなど、税や保険料の支払いが困難な人は、減免や免除、徴収猶予の特例措置が受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に係る国の主な追加施策

事業者向けの国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急の主な追加施策を紹介しています。

事業者向け

※6月16日(火)時点

雇用調整助成金

事業活動が縮小したが、雇用維持のため従業員を休業させた事業者に対し、休業手当などの一部を助成する

「雇用調整助成金」制度の拡充

支給額：1日当たりの上限額を8330円から1万5000円(月額上限33万円)に引き上げ

緊急対応期間：9月末まで延長

申請場所：愛知労働局あいち雇用助成室、ハローワーク春日井

申請方法：窓口、郵送

愛知労働局あいち雇用助成室 (☎052-219-5518)
ハローワーク春日井 (☎81-5167)

家賃支援給付金

5～12月において、1か月の売上が前年同月比で5割以上減少、または、連続する3か月の売上が前年同期比で3割以上減少した事業者の**賃料の負担を軽減する**ため、賃料の一部を支援

給付額：申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6か月分)

※1か月の給付の上限額は、法人(中小企業等)が100万円、個人事業者が50万円

詳しくは、経済産業省ホームページに掲載予定

持続化給付金

1か月の売上が前年同月比で5割以上減少したが、今後も事業を継続したい事業者へ給付する**「持続化給付金」制度の拡充**

拡充内容：令和2年1月から3月末までに創業した事業者で、いずれかの月の売上げが3か月の平均より5割以上減少した事業者を新たな対象に

給付額：法人(中小企業等)…最大200万円
個人事業者…最大100万円

申請方法：オンライン ※申請方法が分からない場合は、申請サポート会場(春日井商工会議所)で入力サポートを受けられます(完全事前予約制)。

入力サポート予約：①Web予約②電話予約(自動)〈0120-835-130(24時間対応)〉③電話予約(オペレーター対応)〈0570-077-866(平日、土・日曜日、祝日ともに午前9時～午後6時)〉※②は春日井会場の番号(2314)が必要



Web予約

持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)

助成・給付

市独自の施策

春日井市雇用安定支援補助金の申請を受け付けています

経済振興課 (☎85-6246)

内容：国の雇用調整助成金のうち、新型コロナウイルス感染症特例措置の当初の緊急対応期間(4月1日(水)～6月30日(火))についての支給決定を受けた、市内に事業所を有する中小事業者に対して補助金を交付します。

補助金額：雇用調整助成金支給決定額の1割(1000円未満切り捨て)

期限：令和2年12月28日(月)〈必着〉まで

※申請書のダウンロードや提出書類など、詳しくは市ホームページから



市ホームページ